

組合慶弔金給付規程（改正案）

（目的）

第1条 この規程は、組合員の慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について定める。

（給付対象及び申請期限）

第2条 給付対象者は、給付事由が発生した日において組合に加入している組合員とする。

- 2 組合員でなくなった日から起算して6月を経た日、又は給付事由が発生した日から起算して2年を経た日のうち早い方を申請終了期限とする。

（申請者）

第3条 本人もしくは本人以外の本部・支部の選挙で選ばれた役員（以下、組合役員。ただし病院支部においては評議員を含む）が所定の書式（様式1）で組合事務室に申請する。申請にあたっては組合役員の署名を要する。

（給付）

第4条 給付は原則として本人への現金による手渡しとし、受け取りの署名、押印を要する。本人死亡の場合は家族を受取人とする。

- 2 給付金額は別表のとおりとする。

（会計）

第5条 この制度は2011年3月末に厚生会から引き継いだ資金で運用する。組合の会計年度とあわせ、年に1度、大会で会計報告を行い承認を得る。

（規程の改廃）

第6条 この規定の改廃は大会で決定する。ただし、急を要する場合は中央委員会で決定し直後の大会で承認を得る。

附則

- 1 2010年4月1日から2011年3月31日まで当時の厚生会の会員であった組合員は、2010年4月1日以降に発生した事由についても請求日において組合員であることを条件に給付の対象とする。

- 2 2011年度に限り、会計年度を2011年4月1日から2012年5月31日までとする。
- 3 この規程は2011年4月1日から施行する。

別表

給付種目	給付事由の区分	給付金額
1 死亡給付	組合員本人の死亡	300,000円 100,000円
	組合員の配偶者の死亡	100,000円 50,000円
	組合員の子の死亡 (養子、継子、死産4ヶ月以上の子を含む)	30,000円
	組合員の親の死亡 (配偶者の親、養父、養母、継父、継母を含む)	10,000円
2 結婚給付	組合員本人の結婚	10,000円

(改正)

第1回改正 = 2016年6月1日